



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和 4 年 1 0 月 1 3 日

発信課	広報広聴課
担当者	広聴係 山本
連絡先	電 話 0166-25-9100
	F A X
	E-mail

分 類	<input checked="" type="checkbox"/> イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	
発表項目 (行事名)	一日合同行政相談所等の開催について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件名 行政相談週間に一日合同行政相談所等を開設します (別紙 1) ・ 日時 10 月 18 日 (火) 10:00~16:00 (受付は 15:30 まで) ・ 内容 行政機関や弁護士などの専門家が一同に会し、登記、国税、道路、年金などのご相談をワンストップで受けるもの ・ 場所 イオンモール旭川駅前 (4 階イオンホール) ※このほか、市内・近郊の行政相談委員が開設する行政相談所について記載 (別紙 2) ・ 連絡先 旭川行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課長 (佐藤) 電話 : 0166-38-3011 F A X:0166-38-3013
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙 報道資料 (総務省) <input type="checkbox"/> 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道 (取材) に当たってのお願い	報道は本日 1 0 / 1 3 (木) 14:00 以降としてください。
備 考	行事の内容については上記の連絡先 (行政相談センター) に直接お問い合わせください。

令和 4 年 10 月 13 日
総務省北海道管区行政評価局
旭川行政監視行政相談センター

行政相談週間に一日合同行政相談所等を開設します

総務省では、国の行政等に関する苦情や要望を受け付け、その解決を図る行政相談業務を行っています。この行政相談制度について、広く国民の理解と認識を深め、その利用の促進を図るため、毎年 10 月に「行政相談週間」を設け、全国一斉に広報活動や各種行事を実施します。

今年度の行政相談週間は、10 月 17 日（月）から 23 日（日）までの 1 週間です。

◆旭川一日合同行政相談所の開設◆ 別紙 1

旭川行政監視行政相談センターでは、行政相談週間の行事として、別紙 1 のとおり、旭川市内で「一日合同行政相談所」を開設します。

この一日合同行政相談所では、行政機関や弁護士会、司法書士会、行政書士会の協力を得て、登記、国税、道路、年金など様々なご相談をワンストップでお受けします（注）。

（注）北海道に緊急事態宣言が発令されているなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、一日合同行政相談所を中止する場合があります。

◆行政相談委員が開設する行政相談所◆ 別紙 2

行政相談週間には、旭川市内及び近郊の行政相談委員が、別紙 2 のとおり、行政相談所を開設し、地域住民からのご相談をお受けします。

◆日常的な行政相談の受付窓口◆

行政相談は、旭川行政監視行政相談センター（きくみみ旭川）でもお受けしています。

- ・所在地：旭川合同庁舎西館 5 階（旭川市宮前 1 条 3 丁目 3-15）
- ・電話 0166-39-1100
- ・インターネット https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

（問合せ先）

行政監視行政相談課長（佐藤）

電話：0166-38-3011

FAX:0166-38-3013

E-mail:asahi30@soumu.go.jp



10

18

火

一日合同

行政相談所

相談無料 秘密厳守

イオンモール旭川駅前 4階イオンホール

10:00~16:00

(受付 10:00~15:30)

登記、労働、道路、年金、税金、役所の手続きなど、暮らしの中で困っていることはおたずねください。

老齢年金

の
繰上げ受給と
繰下げ受給の
仕組みを教えて!



道路

に穴が!!



相続税

のこと
何も分からないん
ですけど



残業代

が
ついていない...

登記

不動産の
名義変更の
やり方が
分からない...



総務省 北海道管区行政評価局

旭川行政監視行政相談センター まくみみ旭川

〒078-8501 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎 西館5階

お問合せ、
開催に関する最新の
状況はこちらへ

Tel.0166-39-1100

新型コロナウイルス感染症の防止に関する来場時の注意事項



- ・ マスクの着用、手指の消毒、検温にご協力ください。
- ・ 息苦しさ、強いだるさ、発熱やせきなど風邪の症状がある場合は来場をお控えください。
- ・ 相談時間は、20分までとさせていただきます。
- ・ 感染者が発生した場合に備え、受付時に連絡先を記入いただきます。（感染経路の特定などのため、保健所等の公的機関に情報提供する場合がありますので、ご了承ください。）

参加予定機関と相談内容

- 旭川地方法務局／登記・相続など
- 札幌国税局／国税（贈与税・相続税など）
- 旭川労働基準監督署／雇用・労働紛争など
- 旭川開発建設部／国道・河川の維持管理に関すること
- 旭川年金事務所／年金に関すること
- 上川総合振興局旭川建設管理部／道道に関すること
- 北海道警察旭川方面本部／DV被害・防犯・交通安全に関すること

一日合同

行政相談所では、一度に多くの行政機関に相談することができますので、効率良く情報を集めることができます。



どこに相談したらいいのか分からなくて、後回しにしていた困りごとを、**一日合同行政相談所**でお気軽にご相談ください。



- 旭川市／市の行政全般
 - 旭川弁護士会／民事トラブル・調停・訴訟手続など（借金・離婚・慰謝料など）
 - 旭川司法書士会／法務局・裁判所に提出する書類の作成（不動産の名義変更・成年後見・債務整理など）
 - 北海道行政書士会旭川支部／官公署に提出する書類・権利義務・事実証明に関する書類の作成（遺産分割協議書・各種契約書など）
 - 旭川行政監視行政相談センター・行政相談委員／国の行政全般、情報公開・行政手続制度に関すること
- ※ 参加機関は変更となる場合があります。

国の行政に関するご相談は、こちらでも受け付けております。

行政苦情110番
(平日 8:30~17:15)

旭川行政相談センター きくみみ旭川

☎ 0166-39-1100

※ 全国共通の電話番号:0570-090110(ナビダイヤル)



[令和4年度 行政相談週間] 行政相談委員が開設する行政相談所(旭川市内及び近郊)

担当区域	行政相談委員名	開設日時		開設場所
南富良野町	後藤 健寿	10月 15日(土)	11:00~13:00	幾寅 老人憩いの家 ※ 南富良野町役場との合同開催
		10月 17日(月)	11:00~13:00	金山地区コミュニティセンター ※ 南富良野町役場との合同開催
富良野市	大佐古 祐子 佐藤 敏明	10月 17日(月)	10:00~15:00	富良野市役所 市民相談室
		10月 18日(火)	13:00~15:00	ふれあいセンター 会議室
		10月 19日(水)	13:00~15:00	山部福祉センター 2階和室 ※ 人権擁護委員との合同開催
中富良野町	田中 久由	10月 28日(金)	13:30~16:00	中富良野町ふれあいセンター なかまーる 相談室2
美瑛町	服部 嘉和 佐藤 廣子	10月 18日(火)	9:00~12:00	美瑛町役場 第1会議室 ※ 人権擁護委員との合同開催
東川町	盛永 小夜子	10月 20日(木)	13:30~15:30	東川町社会福祉協議会
旭川町	岡田 美幸 高橋 和博	10月 12日(水)	13:30~16:00	フィール旭川 7階
		10月 13日(木)	13:30~16:00	東旭川公民館 会議室 ※ 民生委員・児童委員との合同開催
	伊藤 勝弘 馬場 貞	10月 26日(水)	13:30~16:00	フィール旭川 7階
当麻町	菅 克則	10月 25日(火)	13:00~16:00	農村環境改善センター ※ 心配ごと相談との合同開催
愛別町	大泉 雅義	10月 18日(火)	9:00~12:00	愛別町役場 会議室
上川町	水野 英修	10月 21日(金)	13:00~16:00	上川町保健福祉センター ※ 人権擁護委員、民生委員・児童委員、司法書士との合同開催
鷹栖町	植西 富士子	10月 15日(土)	10:00~12:00	鷹栖地区住民センター
比布町	岡田 功	10月 21日(金)	13:00~16:00	比布町福祉会館 第4研修室

(注) 行政相談所は休止する場合があります。事前に、総務省旭川行政監視行政相談センター (☎ 0166-39-1100)

又は市町村担当窓口にご確認ください。

行政相談所が休止の場合は、行政苦情 1 1 0 番 (☎ 0166-39-1100) でご相談できますので、ご利用ください。

総務省の行政相談

総務省の行政相談は、国の行政全般についての苦情、要望等を受け付け、申出人とその相手方となる行政機関等との間に立って、公正・中立な立場から必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、住民の方々の声を行政運営の改善に役立てるものです。

☑ 国の行政活動全般に及ぶ苦情に対応

総務省の行政相談は、国や独立行政法人の業務、地方公共団体の業務で法定受託事務に該当するもの及び国の委任又は補助を受けている業務など、国の行政全般についての苦情をお聴きしています。

☑ 行政相談委員、管区局・事務所による全国ネットワークの活用

相談がどの地域の問題であっても、また、相談者がどの窓口に相談しても、行政相談委員、管区局（行政監視行政相談センターを含む。）の全国的に整備したネットワークを活用して、一体となった受付・処理を行うことができます。

☑ 行政制度・運営の改善による広範な救済の実現

行政の制度に関するもので、解決が困難な相談については、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議に付議し、また、同種・類似の苦情の発生が予想される問題については、行政評価・監視機能を活用して、苦情の原因となっている行政の制度・運営そのものの改善を図っています。

行政相談委員

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者の中から総務大臣が委嘱し、行政サービスに関する苦情などの相談を受け付け、苦情の解決を促進しています。

☑ 国民と行政の架け橋として活動

行政相談委員は、国民と行政の架け橋として、国の行政機関等の業務に関する苦情の相談を受けて、相談者に必要な助言を行ったり、関係行政機関等にその苦情を通知するほか、管区行政評価局等と連携して、苦情の解決を促進しています。

☑ 全国の市(区)町村に少なくとも1人配置

国民の身近な相談窓口として、全国の市(区)町村に少なくとも1人、全国で約5千人の委員を配置（無報酬）しており、旭川行政監視行政相談センター管内では、59市町村（上川、留萌、宗谷、オホーツク総合振興局管内）に定員83人の委員を配置しています。

☑ 全国では年間約4.2万件の相談を処理

全国の行政相談委員による令和3年度の苦情等の取扱件数は、42,538件（行政相談全体120,047件の35.4%）、旭川行政監視行政相談センター管内では292件（行政相談全体1,047件の27.9%）となっています。